

# 萩市社会スポーツ団体認定要綱 (案)

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、本市における社会体育及びスポーツ・レクリエーション活動を行うことを主たる目的とする団体を、社会スポーツ団体として認定するために必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この要綱において「社会スポーツ団体」とは、法人であるか否かを問わず主として体育・スポーツ、運動競技又はレクリエーションなどの事業及び活動を目的とする、公の支配に属さない団体をいう。

## (認 定)

第3条 社会スポーツ団体の認定は、萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

## (認定の要件)

第4条 社会スポーツ団体として認定を受けようとする団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 団体代表者が明確であり、活動の本拠地が萩市内にあること。
  - (2) 営利を目的とした団体ではなく、活動の為の経理が的確に行われ、構成員の会費が財政の基礎として運営されていること。
  - (3) 入会について特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れる開かれた団体であること。
  - (4) 構成員が概ね5人以上であること。
  - (5) 構成員の半数以上が萩市に在住又は在勤若しくは在学する者であること。
  - (6) 活動内容が明確であり、年間を通じて継続的に活動を行っていること。
- 2 前項各号の要件を満たす団体であっても、次の各号のいずれかに該当する行為を行う団体は、認定を受けることができない。
- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動及び特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
  - (2) 特定の宗教を支持し、支援する等の宗教活動
  - (3) 営利を目的とした事業又はこれに類する行為
  - (4) 公序良俗に反する事業及び行為
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公共の福祉に反する事業及び行為

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 萩市社会スポーツ団体登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) 会員名簿(様式第2号)
- (3) 規約

(認定の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による認定申請があったときは、認定の可否を決定し、社会スポーツ団体認定通知書(様式第3号)又は社会スポーツ団体認定却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、認定した団体(以下「認定団体」という。)に対し、社会スポーツ団体登録証(様式第5号)を交付するものとする。

(認定の期間)

第7条 認定の期間は、当該認定の通知の日から2年以内とし、登録した日から定められた期間とする。ただし、教育委員会がやむをえない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(届出)

第8条 認定団体の代表者は、次のいずれかに該当するときは、教育委員会に速やかに届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 認定団体が活動を停止したとき。
- (3) 認定団体が解散又は消滅したとき。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条及び第4条第1項の規定に該当していないと認めたとき。
- (2) 認定団体が解散又は消滅したとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（施行期日）

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、現に教育委員会が萩市社会スポーツ団体として認定している団体については、この要綱の規定により認定を受けたものとみなす。

## 萩市社会スポーツ団体 登録申請書

申請番号	第 号	確認者印	課長	補佐	係長	係	係
------	-----	------	----	----	----	---	---

萩市社会スポーツ団体 (新規・更新)

申請日 年 月 日

フリガナ							
団体名							
主な種目							
代表者	氏名				TEL:( ) -		
	住所	〒 萩市			携帯: - -		
事務局連絡先	氏名				TEL:( ) -		
	住所	〒 萩市			携帯: - -		
会員数	内、(市内在住者 人) (市外住の在勤在学者 人) 総数 人 (市外の者 人)						
主な活動場所							
活動計画	月・週 回 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分						
経費	収入合計				支出合計		
	前年度繰越金				施設使用料		
	会費	(1人あたり 年・月 円)			消耗品費		
	その他				その他		

※ 新規加入の問い合わせがあった際、情報を提供する場合があります。

## 会 員 名 簿

団体名 :

No.	氏名	年齢	住所	勤務・通学先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式第3号(第6条関係)

萩市社会スポーツ団体 認定通知書

年 月 日

様

萩市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった社会スポーツ団体の認定申請について、  
次のとおり認定しましたので、萩市社会スポーツ団体認定要綱第6条の規定により  
通知します。

団 体 名	
認定記号番号	
認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

※なお、社会スポーツ団体認定申請書記載事項の変更や、認定団体が解散又は消滅したときは、必ず届け出てください。

認定団体が主に利用する体育施設名

主な活動場所	
主 な 種 目	
活 動 計 画	月・週 回(曜日) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

■利用に際しては、各体育施設の使用上の注意を遵守してください。

社会スポーツ団体認定却下通知書

年 月 日

様

萩市教育委員会事務局  
スポーツ振興課

年 月 日付けで申請があった社会スポーツ団体の認定申請について、次のとおり認定を却下しましたので、萩市社会スポーツ団体認定要綱第6条の規定により通知します。

団体名	
却下理由	

萩市教育委員会事務局 スポーツ振興課  
〒 758-0061 萩市大字椿3395番地1  
TEL 0838-25-7311  
MAIL sports@city.hagi.lg.jp

(表)	
第	号
萩市社会スポーツ団体登録証	
チーム名	
代表者	外名
年月日	発行
萩市	

(裏)	
1. 体育施設使用の場合には必ず本証を携帯する事。	
2. 関係人の請求があった時は、本証を呈示しなければならない。	
3. 毎月行われる抽選会には必ず本証を携帯する事。	
4. 学校施設を使用する時は、必ず本証を事務室に見せる事。	
5. 有効期間（2ヶ年）が過ぎたら速やかに返納する事。	
6. 有効期間は次のとおり	
自	年月日
至	年月日